公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)倫理規程及 び加盟団体規程に基づき、スポーツにおける暴力行為等に関する相談に対応するため、ス ポーツにおける暴力行為等相談窓口(以下「相談窓口」という。)に関することを定める ものとする。

(体制)

- 第2条 本会は、相談窓口を本会倫理・コンプライアンス委員会の下に置き、その事務は本 会事務局暴力等相談室が所掌する。
- 2. 本会は、相談窓口を円滑に運営するため、事務の全部又は一部を一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター(以下「法センター」という。)に委託することができる。

(対象者・対象行為)

第3条 相談窓口では、本会倫理規程第2条第6号に定める者(以下「対象者」という。) による同倫理規程第4条に定める遵守事項のうちスポーツ活動に関する違反行為(以下 「対象行為」という。)を対象とする。

なお、相談窓口では、原則として最終行為時から5年を経過した事案は取扱わないものとする。

(相談窓口を利用できる者の範囲)

第4条 相談窓口を利用できる者は、対象者の対象行為による被害者並びにその保護者及 び関係者等とする。

(利用方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、「電話」又は「Web(相談フォーム)」のいずれかとする。

(相談窓口業務)

- 第6条 相談窓口では、相談者の秘密保持に配慮の上、相談者の氏名、連絡先及び相談内容 の概要を把握する。
- 2. 相談窓口では、相談内容に係る事実について、対象者の氏名及び行為の概要について聴取するとともに、必要な資料を収集するよう努める。
- 3. 相談者の氏名、連絡先が確認できないこと等によって、前2項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本会は、当該相談に対応することを要しないものとする。
- 4. 相談窓口は、相談者から相談を受けた場合は、本会担当部署、法センター、関係団体等と連携し、速やかに必要な対応に当たるものとする。

(対応手順)

第7条 対応手順については別に定める。

(情報の保護)

- 第8条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、本会個人情報保護方針を遵守するとともに、相談窓口に寄せられた相談に係る事実(相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。)を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。
- 2. 本会は、相談窓口を法センターに委託する場合は、法センターに対して、前項と同様の 守秘義務を課すものとする。
- 3. 本会は、第1項及び第2項の定めに違反して、秘密を漏洩した者がいた場合は、本会所 定の規程等に従って相当な処分を課す。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 本会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを 行わない。

(周 知)

第10条 本会は、相談窓口の利用方法について、本会ホームページや情報誌「Sport Japan」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(結果の開示)

- 第11条 本会は、相談者が被害者又はその保護者である場合にその請求に基づき、結果の みを開示する。
- 2. 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、本会倫理・コンプライアンス委員会の議を経たうえで、本 会理事会の決議により行う。

附則1. この規程は、平成25年3月13日から施行する。

附則2. この規程は、平成26年11月12日から施行する。

附則3. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則4. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則5. この規程は、令和4年11月10日から施行する。